

## 一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号。)に定めるもののほか、この要綱に必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この補助金は、エネルギー価格高騰に苦しむ中小企業が省エネルギー設備を更新又は再生可能エネルギー設備を導入し、エネルギー使用量を低減しつつ生産性向上を図ることで脱炭素化を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネルギー診断 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「省エネ診断」、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「省エネ診断」の登録事業者による省エネ診断又は愛知県が実施する「伴走型省エネ診断」であつて、事業所全体又は生産設備等のエネルギー使用状況等の調査及び分析を行い下記事項が全て記載された報告書が作成されるものをいう。

ア 年間のエネルギー使用量及び年間の温室効果ガス排出量

イ エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減に資する措置の内容

ウ 年間のエネルギー削減量、年間の温室効果ガス削減量及び年間エネルギーコスト削減額

(2) 国庫補助 経済産業省「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」及び環境省「脱炭素技術等による工場・事業場の省CO<sub>2</sub>化加速事業」をいう。

(3) 省エネ設備等 エネルギー効率の向上若しくはエネルギー転換により二酸化炭素排出量の削減に寄与する設備又は太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備をいう。

(4) 事業の着手日 工事請負契約の締結日もしくは注文請書の発行日をいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 次のアからキのいずれかに該当すること

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する団体

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する法人

エ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する法人

オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人

カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であつて、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合

(2) 前号に該当する法人において発行済株式若しくは出資の総数若しくは出資総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している法人又はその発行済株式若しくは出資総額の3分の2以上が大企業の所有に属している法人(みなし大企業)でないこと

(3) 一宮市内に事業所が所在していること

(4) 一宮市税に滞納がないこと

(5) 宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む者でないこと

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は別表第1に掲げるもののほか、次の各号全てに該当するものとする。

(1) 国庫補助金及び他の地方自治体からの補助金、一宮市から他の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 2025年4月1日以降に工事請負契約等を締結する事業であること。

- (3) 2025年4月1日から翌年1月31日までの間に完了する事業であること
- (4) 居住の用に供する空間と事業所で兼用している設備を更新する事業でないこと。

(補助対象設備)

第6条 補助金の交付の対象となる省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両でないこと。
- (2) 既存の設備と用途が同一であること（再生可能エネルギー発電設備を除く。）。
- (3) 中古品でないこと。
- (4) 複数の事業者が共同で所有するものでないこと。
- (5) 補助対象者が自ら製造又は販売をするものでないこと。
- (6) 完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう）及びその子会社間の売買等により取得したものでないこと。
- (7) 再生可能エネルギー発電設備にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 設置する事業所において発電した電気の50%以上を使用するものであること。
  - イ 合計出力が10キロワット以上であること。
  - ウ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得するものでないこと。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

(補助金の額)

第8条 補助対象経費に対する補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 市長が補助対象経費と認める経費に対して別表第1に掲げる補助率により算出した額
- (2) 別表第1に掲げる補助限度額

- 2 前項の規定により算出された補助金の額に1千円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てた額を補助金額とする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとする者は、事業着手予定日の14日前までに、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付申請書(様式第1)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、提出方法については、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付申請書(様式第1)の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

- 2 補助金の申請は、補助対象事業毎に1事業所につき同一年度内に1回を限度とする。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じて実態調査を行い、補助金の交付を適当と認めるときは速やかに交付の決定をし、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付決定通知書(様式第2)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において市長は、補助事業の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(着手)

第11条 補助事業の着手は、前条の交付決定に基づき行うものとする。ただし補助対象者が交付申請後にやむを得ない理由で交付の決定前に着手する場合には、その理由を明記した一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付決定前着手届(様式第3)を市長に提出して着手することができる。なお、この場合においては、補助対象者は交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(事業内容の変更等)

第12条 補助対象者は、補助金の交付の決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更をする場合は、速やかに一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金計画変更届(様式第4。以下「変更届」という。)に別表第3に掲げる書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。なお、提出方法については、変更届(様式第4)の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

- 2 市長は、変更届の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金変更決定通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助対象者は、2026年2月27日又は補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金完了報告書（様式第6）に別表第4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、提出方法については、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金完了報告書（様式第6）の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

（補助金の確定及び交付）

第14条 市長は、補助対象者から完了報告書を受けた場合は、その内容を審査し、又は必要に応じ実地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付金額を確定し、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付確定通知書（様式第7）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

- 第15条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。
- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。なお、提出方法については、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付請求書（様式第8）の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

- 第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定額の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金があるときは、全部又は一部を返還させることができる。
- （1） 法令、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
  - （2） 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請、報告、施行等について不正の行為があったとき。

(帳簿の備付)

第17条 補助対象者は、当該補助事業の施行に関し必要な帳簿等を備え、整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助対象者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないうで補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、取壊し又は貸付けを行ってはならない。ただし、当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、2025年3月24日から施行し、2026年3月31日をもって廃止する。

2 この要綱の廃止後も、補助事業に係る補助金の交付その他補助金に関する手続きについては、なお従前の例による。

別表第1（第5条、第7条、第8条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
①省エネルギー診断※1を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新 ※中古品は除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備費用</li> <li>・設計に要する費用</li> <li>・既存の設備（補助対象設備に係る既存の設備に限る。）の撤去に要する費用</li> </ul> ※リース導入の場合は初年度費用のみ ※消費税及び地方消費税を除く	補助対象経費の1/2 （補助限度額100万円） ※1,000円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り捨てた額。
②国庫補助※2の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事	工事費用の内、国庫補助※2の対象外費用 ※消費税及び地方消費税を除く	補助対象経費の1/2 （補助限度額100万円） ※1,000円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り捨てた額。

※1 省エネルギー診断：本要綱第3条第1号に規定する省エネ診断を補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）前3年以内に実施していること

※2 国庫補助：経済産業省「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」及び環境省「脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業」

別表第2（第9条関係）

補助対象事業	交付申請添付書類
<p>①省エネルギー診断※1を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新 ※中古品は除く</p>	<p>a 省エネルギー診断の結果に係る報告書の写し b 補助対象経費が確認できる見積書の写し c 導入、又は更新する設備の設置概要書（規格、全体配置図、据付図等） d 導入、又は更新する設備の設置予定場所の現況写真 e 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し f 個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し g 一宮市税の未納のない証明の写し h 再エネ設備導入の場合にあつては、50%以上の自家消費を証する書類（様式第9号 太陽光発電設備自家消費計算シート） i その他市長が必要と認める書類</p>
<p>②国庫補助※2の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事</p>	<p>a 国庫補助の交付決定通知書の写し b 補助対象経費が確認できる工事見積書の写し c 工事図面の写し d 工事予定場所の現況写真 e 国庫補助により導入する設備等のカタログ等のCO2削減量がわかるもの f 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し g 個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し h 一宮市税の未納のない証明の写し i その他市長が必要と認める書類</p>

- ※1 省エネルギー診断:本要綱第3条第1号に規定する省エネ診断を補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)前3年以内に実施していること
- ※2 国庫補助:経済産業省「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」及び環境省「脱炭素技術等による工場・事業場の省CO<sub>2</sub>化加速事業」

別表第3（第12条関係）

補助対象事業	計画変更添付書類
<p>①省エネルギー診断※1を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新 ※中古品は除く</p>	<p>a 補助対象経費が確認できる契約書の写し b 導入、又は更新する設備の設置概要書（規格、全体配置図、据付図等） c 導入、又は更新する設備の設置予定場所の現況写真 d 再エネ設備導入の場合にあつては、50%以上の自家消費を証する書類（様式第9号 太陽光発電設備自家消費計算シート） e その他市長が必要と認める書類 ※内容に変更がない場合は添付不要</p>
<p>②国庫補助※2の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事</p>	<p>a 補助対象経費が確認できる工事請負契約書の写し b 工事図面の写し c 工事予定場所の現況写真 d 国庫補助により導入する設備等のカタログ等のCO2削減量がわかるもの e その他市長が必要と認める書類 ※内容に変更がない場合は添付不要</p>

※1 省エネルギー診断：本要綱第3条第1号に規定する省エネ診断を補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）前3年以内に実施していること

※2 国庫補助：経済産業省「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」及び環境省「脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業」

別表第4（第13条関係）

補助対象事業	実績報告添付書類
①省エネルギー診断※1を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新 ※中古品は除く	a 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し b 導入、又は更新した設備の保証書 c 導入、又は更新後の設備の配置状況が確認できるカラー写真 （設置状況が確認できるもの並びに設備本体、設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるものとする。）
②国庫補助※2の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事	a 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し b 工事完了後のカラー写真

※1 省エネルギー診断：本要綱第3条第1号に規定する省エネ診断を補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）前3年以内に実施していること

※2 国庫補助：経済産業省「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」及び環境省「脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業」

様式第 1

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

申請者

住 所 又 は 事業所等の所在地	〒
フリガナ	
法人名又は屋号 及び代表者名	
常時使用する 従業員数	人 (中小企業以外は記載不要)
電話番号	
メールアドレス	

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1. 申請内容

事業の種類 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> ①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新 (補助率 1/2、上限 100 万円) <input type="checkbox"/> ②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事 (補助率 1/2、上限 100 万円)
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
補助対象経費	円
交付申請額	金 000円 (補助率 1/2、上限 100 万円、千円未満切り捨て)

事業 施行 理由	<p>①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新（省エネ診断結果における指摘設備等）</p> <p>②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事（国庫補助金の交付決定日）</p>				
事業 計画 概要	<p>①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新（設備の概要）</p> <table border="1" data-bbox="512 667 1407 965"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 667 960 745">新</th> <th data-bbox="960 667 1407 745">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 745 960 965"></td> <td data-bbox="960 745 1407 965"></td> </tr> </tbody> </table> <p>②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事（設備の概要および付帯工事の内容）</p>	新	旧		
新	旧				
事業 施行 効果	<p>（従前の設備に比しての省エネルギー効果および削減できる温室効果ガス排出量）</p> <table border="1" data-bbox="512 1480 1407 1778"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1480 960 1559">新</th> <th data-bbox="960 1480 1407 1559">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 1559 960 1778"></td> <td data-bbox="960 1559 1407 1778"></td> </tr> </tbody> </table>	新	旧		
新	旧				

2. 補助事業収支予算書

収 入			
区 分	予 算 額	備 考	
自己負担額			
市 補 助 金 等			
計			
支 出			
区 分	予 算 額	※補助対象額	備 考
消費税額			
計			

※ この欄は、記入しないでください。

【交付申請添付書類】

《省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新》

- 省エネルギー診断の結果に係る報告書の写し
- 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- 導入、又は更新する設備の設置概要書（規格、全体配置図、据付図等）
- 導入、又は更新する設備の設置予定場所の現況写真
- 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- 個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し
- 一宮市税の未納のない証明の写し
- 再エネ設備導入の場合にあつては、50%以上の自家消費を証する書類  
（様式第9号 太陽光発電設備自家消費計算シート）
- その他市長が必要と認める書類

《国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事》

- 国庫補助の交付決定通知書の写し
- 補助対象経費が確認できる見積書の写し
- 工事図面の写し
- 工事予定場所の現況写真
- 国庫補助により導入する設備等のカタログ等のCO2削減量がわかるもの
- 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- 個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し
- 一宮市税の未納のない証明の写し
- その他市長が必要と認める書類

### 3. 誓約事項（誓約する項目に✓を入れてください。）

私は、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- 補助金の対象となる事業について、国庫補助事業及び他の地方自治体から補助金、一宮市からの他の補助金の交付を受けていません。
- 申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の申請を取り下げます。また、補助金支給後に発覚した場合は補助金の全てを返還します。
- 補助金の申請にあたって提出する書類の写しは全て原本と相違ありません。
- 申請内容の確認のために追加の資料提出等を市長より求められた場合は速やかにこれに応じます。
- 発行済株式もしくは出資の総数もしくは出資総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している法人またはその発行済株式もしくは出資総額の3分の2以上が大企業の所有に属している法人（みなし大企業）ではありません。
- 再生可能エネルギーの導入にあつては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しません。
- 宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む者ではありません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではありません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者ではありません。
- 市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
- 補助金の交付を受けて取得した設備を、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、取壊し又は貸付けをしません。

様式第 2

〒

25 一宮環政指令第 号

年 月 日

様

一宮市長

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付決定通知書

補助金交付決定額 金 円

年 月 日付けで交付申請のありました一宮市中小企業省エネ設備等導入事業に対し、次の条件を付して補助金を交付する。

#### 条 件

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱を遵守すること。

#### 注 意

- 1 計画変更する場合は、速やかに一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金計画変更届（様式第 4）を提出すること。
- 2 完了したときは、2026年2月27日（金）又は補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金完了報告書（様式第 6）を提出すること。ただし、補助対象設備設置の完了日から1か月を経過する日が閉庁日の場合は、それ以降直近の開庁日までに提出すること。
- 3 一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金の支払を受けようとする場合は、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付請求書（様式第 8）を提出すること。
- 4 地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、市の監査委員が補助事業等に係る出納その他について監査することがある。
- 5 一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、補助金の決定の取消し事項に当てはまる事が明らかになったときは、交付決定の取消し又は補助金の返還を求めることがある。

様式第3

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付決定前着手届

年 月 日

(あて先) 一宮市長

申請者

住所又は 事業所等の所在地	〒
フリガナ	
法人名又は屋号 及び代表者名	
電話番号	
メールアドレス	

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱の規定に基づく事業について、下記の条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 交付決定前に着手する理由

2 着手条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に生じたあらゆる損失等は、申請者が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第 4

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金計画変更届

年 月 日

(あて先) 一宮市長

申請者

住 所 又 は 事業所等の所在地	〒
フリガナ	
法人名又は屋号 及び代表者名	
電話番号	
メールアドレス	

年 月 日付け 25 一宮環政指令第 号で補助金等の交付決定を受けた一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金を、次のとおり計画変更（廃止・中止）します。

1. 計画変更の内容

事業の種類 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> ①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新（補助率 1/2、上限 100 万円） <input type="checkbox"/> ②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事（補助率 1/2、上限 100 万円）
当初計画	
変更計画	



【計画変更添付書類】

《省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新》

- 補助対象経費が確認できる契約書の写し
  - 導入、又は更新する設備の設置概要書（規格、全体配置図、据付図等）
  - 導入、又は更新する設備の設置予定場所の現況写真
  - 再エネ設備導入の場合にあっては、50%以上の自家消費を証する書類  
（様式第9号 太陽光発電設備自家消費計算シート）
  - その他市長が必要と認める書類
- ※内容に変更がない場合は添付不要

《国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事》

- 補助対象経費が確認できる工事請負契約書の写し
  - 工事図面の写し
  - 工事予定場所の現況写真
  - 国庫補助により導入する設備等のカタログ等のCO2削減量がわかるもの
  - その他市長が必要と認める書類
- ※内容に変更がない場合は添付不要

〒

25 一宮環政指令第 号

年 月 日

様

一 宮 市 長

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金変更決定通知書

補助金変更決定額 金 円

年 月 日付け 25 一宮環政指令第 号で通知した一宮市中小企業省エネ設備等導入事業に対する補助金の交付決定額を上記のとおり変更する。

#### 条 件

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱を遵守すること。

#### 注 意

- 1 計画変更する場合は、速やかに一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金計画変更届（様式第 4）を提出すること。
- 2 完了したときは、2026 年 2 月 27 日（金）又は補助対象事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日のいずれか早い日までに、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金完了報告書（様式第 6）を提出すること。ただし、補助対象設備設置の完了日から 1 か月を経過する日が閉庁日の場合は、それ以降直近の開庁日までに提出すること。
- 3 一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金の支払を受けようとする場合は、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付請求書（様式第 8）を提出すること。
- 4 地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、市の監査委員が補助事業等に係る出納その他について監査することがある。
- 5 一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、補助金の決定の取消し事項に当てはまる事が明らかになったときは、交付決定の取消し又は補助金の返還を求めることがある。

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金完了報告書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

申請者

住 所 又 は 事業所等の所在地	〒
フリガナ	
法人名又は屋号 及び代表者名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

年 月 日付け 25 一宮環政指令第 号で補助金等の交付決定を受けた一宮市中小企業省エネ設備等導入事業が完了したので報告します。

1. 報告内容

事 業 の 種 類 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> ①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新（補助率 1/2、上限 100 万円）		
	<input type="checkbox"/> ②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事（補助率 1/2、上限 100 万円）		
事 業 着 手 日	年	月	日
事 業 完 了 日	年	月	日
事 業 実 績 及 び 効 果	①省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新（設備の概要）		
	設備名		
	型番および製造番号		
	(従前の設備に比して省エネルギー効果および削減できる温室効果ガス排出量)		
		新	旧

事業実績及び効	②国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事（付帯工事により設置した設備の概要）	
	設備名	
	型番および製造番号	
	（従前の設備に比して省エネルギー効果および削減できる温室効果ガス排出量）	
	新	旧

## 2. 補助事業収支決算書

収 入			
区 分	決 算 額	備 考	
自己負担額			
市 補 助 金 等			
計			
支 出			
区 分	決 算 額	※補助対象額	備 考
消費税額			
計			

※ この欄は、記入しないでください。

【実績報告添付書類】

《省エネルギー診断を受診し、提案された省エネ設備等の導入、又は更新》

補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し

導入、又は更新した設備の保証書

導入、又は更新後の設備の配置状況が確認できるカラー写真

(設置状況が確認できるもの並びに設備本体、設備本体に添付されている型式及び製造番号が分かるものとする。)

《国庫補助の採択を受け、省エネ設備等の導入、又は更新を行うための付帯工事》

補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し

工事完了後のカラー写真

〒

25 一宮環政指令第 号

年 月 日

様

一宮市長

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付確定通知書

補助金交付確定額 金 円

年 月 日付けで実績報告のありました一宮市中小企業省エネ設備等導入事業に対し、上記のとおり確定する。

#### 条 件

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱を遵守すること。

#### 注 意

- 1 一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱第 18 条の規定に基づき、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、取壊し又は貸付けを行ってはならない。ただし、当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数等に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。
- 2 一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、補助金の決定の取消し事項に当てはまる事が明らかになったときは、交付決定の取消し又は補助金の返還を求めることがある。

様式第 8

一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

申請者

住 所 又 は 事業所等の所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称 及び代表者名	
電話番号	

請求金額	金 円
------	-----

年 月 日付け 25 一宮環政指令第 号で、交付決定の通知を受けた一宮市中小企業省エネ設備等導入補助事業が完了しましたので、一宮市中小企業省エネ設備等導入補助金交付要綱第 15 条の規定により、上記のとおり請求します。

口座振込申請書

(あて先) 一宮市会計管理者

銀行名	支店名	預金種別	口座番号 (7 桁)
		普通 当座	
名義人 <small>(カタカナで記入してください。)</small>			

※振込先情報の記載が間違っていると入金できません。通帳やキャッシュカードなどを見ながら、記載されている情報をそのまま転記してください。